

調達管理番号・案件名

24a00537\_ウガンダ国西ナイル地域アグロフォレストリーと持続的森林・自然資源管理を通じたグリーン成長促進プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2024年8月30日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	8	第2章 特記仕様書 【1】本業務に係る作成上の留意点 2.アロフォレストリーで特に具体的な提案を求める内容	提案を求める事項のNo.1にはベースライン調査(対象県選定調査)の調査項目の提案とされているが、特記仕様書での該当事項、第3条2 (3)②A'-スタイン調査では、a)-d)の4つの基準が提示されているが、こちらの4つの基準に加えて必要に応じて選定基準を提案するとも可能か？	第3条2. (4)パイロット県の選定にかかるご質問と理解しましたが、a)-d)は先方政府と合意した基準となりますが、それ以外もご提案がございましたらよろしくお願いたします。
2	10	第2章 特記仕様書 3条 実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 (2)FFSの活動方針	アロフォレストリー-FFSの活動は、森林開発計画に含まれ、そのバリエーション活動という位置づけか？	西ナイル地域各県における森林開発計画は各県で策定が義務付けられておりますが、12県中1県の策定にとどまっているところ、現時点ではFFSの活動が森林開発計画に含まれるとは言えないと考えており、今後作成される計画にて計画の一部として策定される必要があると考えております。
3	11	第2章 特記仕様書 3条 実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 (5)西ナイル地域/県の政策・計画への反映	難民に対する計画及びその活動は、OPM管轄で、森林開発計画の作成自体はNFA管轄となっている一方で、NDPIII以降、難民とホストコミュニティ住民に対して、統一した計画を作成する動きがある。本事業の県森林管理計画は、県内の難民居住区内の自然資源に関する活動も含むという理解でよいか。	はい、県森林管理計画は、県内の難民居住区内の自然資源に関する活動も含みますが、詳細はOPMとの調整が必要となります。
4	11	第2章 特記仕様書 3条 実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 (5)西ナイル地域/県の政策・計画への反映	西ナイル12県中1県のDFDPがあるとのことだがその資料を提供してもらうことは可能か？	資料そのものは入手出来ておらず、提供はできかねます。
5	11	第2章 特記仕様書 3条 実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 (3)保全再生に関わる実証活動	保全再生活動に関しては、現地コミュニティと難民コミュニティの参加を促すとあるが、この参加者はFFSの参加者との重複もあって考えてよいか？	保全再生活動とFFSの参加者の重複について、特定の住民への裨益の偏りは避けることが望ましいですが、FFS活動参加に影響が出ない範囲であれば重複も問題無いと考えます。

6	13	第2章 特記仕様書案 第4条業務の内容 2.本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ①成果1に関わる活動	活動1-2に「西ナイル地域森林プラットフォームを強化する」の脚注に、「定期開催を支援し」とありますが、定期的開催するための開催費の支援も含まれるでしょうか、それともプラットフォームでの協議・発表内容などの技術支援のみを想定しているのでしょうか。	プロジェクト実施中においては、西ナイル地域森林プラットフォームを定期的開催するための開催費の支援も含まれます。
7	14	第2章第4条2.(1)②活動成果2	「保全・再生のためのデモンストレーション」について、貴機構が想定されている内容をもう少しご教示頂けますでしょうか。特に、パイロット県4か所での実施を想定されていますが、対象人数や面積、実施回数・期間などの想定をご教示頂けますでしょうか。	「保全・再生のためのデモンストレーション」については、Central Forest Reserve (CFR) / Local Forest Reserve (LFR)、その他河畔林や傾斜地の保全・再生活動を想定しております。対象人数や面積、実施回数・期間については、実施機関とも相談が必要となります。
8	14	第2章 特記仕様書 4条 業務の内容 2.本業務にかかる事項 (1)プロジェクト外の活動に関する業務 ②成果2にかかわる活動 【保全・再生のためのデモンストレーション】	活動2-10から2-13まで記載があるが、事前評価表に記載の「2-14 デモンストレーションとして保全・再生活動を実施する。」が含まれていない。特記仕様書記載の業務内容を優先すべきか？	「2-14 デモンストレーションとして保全・再生活動を実施する」も業務内容に含まれますところ訂正させていただきます。
9	14	第2章 特記仕様書 第4条 業務の内容 (2) 本邦研修	事前評価表には、第3国研修が予定されているが、特記仕様書案では、本邦研修のみとなっている。第3国研修は想定しないということか？	周辺の第3国の取り組み視察なども検討可能です。それも踏まえ第三国への訪問を提案される場合は、それに係る費用を見積りも計上ください。
10	18	第2章 特記仕様書 第5条 報告書など (2) 技術協力作成資料	西ナイル6 県における県森林管理計画(DFMP)等となっているが、4県ではないか？	FFSの実施対象県は4県になりますが、DFMPの策定は、西ナイル6県での作成となります。

11	19	第2章 特記仕様書 第5条 再委託	<p>ハ-ライン調査、FFS活動となっている。成果2にハ-ライン調査は、活動2-1FFSと活動2-10保全再生の2つがあるが、2つともこのハ-ライン調査に含まれると考えてよいか。</p>	<p>保全再生活動にかかるベースライン調査は、ベースライン調査(対象県選定)の段階で直営で実施される想定です。保全再生のパイロット活動計画策定段階で更なる調査が必要な場合、ベースライン調査(FFS活動)のなかでの実施をご検討ください。</p>
12	20	第7条 機材調達	<p>調達機材の「自転車」と「パソコン」、「プリンター」はC/Pに提供するための事業用物品という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>パソコン、プリンターは事業用物品となり、自転車は5万円未満のため、消耗品の扱いとなります。</p>
13	35	第3章2.(5)対象国の便宜供与	<p>執務スペースが確保されていると記載されていますが、それはどこに位置していますでしょうか。</p>	<p>RDにて執務スペースは先方政府にて確保すると合意しておりますが、場所については、決定しておりません。</p>
14	35	第3章2.(5)対象国の便宜供与	<p>プロジェクト車両が3台JICAウガンダ事務所より提供されると記載されていますが、プロジェクト開始時から3台使用することができますでしょうか。それともプロジェクト開始後、ある程度の時間を経て提供される予定でしょうか。後者の場合は、どのくらいの時間を想定していますでしょうか。</p>	<p>プロジェクト開始時に少なくとも1台は使用可能となるよう調達手続き中です。残り2台についてはプロジェクト開始時に先方と車種等を協議のうえ、調達手続きを開始する想定です。</p>
15	38	第3章3.(4)定額計上について	<p>本邦研修・招へいの定額計上分の直接経費1,500,000円に含まれる範囲をご教示頂けますでしょうか。具体的には、受入業務費(バス、国内航空券、宿舎、バスガイド手配代)や英語通訳者又は研修コーディネーター代などは含まれているのでしょうか。また、研修員を連れて首都近郊へ移動する際には、JICA東京などのバスを使用することは可能でしょうか。</p>	<p>直接経費には、一般謝金、研修旅費、国外講師招へい費、研修諸経費が含まれております。なお、JICAバスについてはJICA国内機関手配、JICAバス以外のバス備上は受注者手配(その場合、請求書はJICA国内事業部宛)をお願いしています。詳しくは、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2024年7月版)」をご参照ください。</p>

以上